

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会からの意見を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給対象に加えるものです。

【条例改正の背景】

複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高年齢層職員の能力及び経験の活用が進められていることなどを踏まえ、国は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対する給与面での更なる支援として、現在支給されていない住居手当を新たに支給することとしました。

これを踏まえ、特別区人事委員会は、特別区においても高年齢層職員の能力及び経験の活用に資する取組の検討を進めていく必要があると意見しました。

令和7年2月6日に職員団体等との交渉が妥結したため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を住居手当の支給対象に加えます。

【施行期日】

令和7年4月1日